

鳥獣の捕獲を目的として入林される皆様へ

国有林野で働く職員、国有林野で事業を行う事業体、

国有林野へ入林する者等を事故から守るための安全遵守事項

鳥獣の捕獲を目的として、国有林野へ入林される場合は、下記の注意事項を厳守して、絶対、事故を起こさないよう御注意願います。

記

- 1 立入禁止区域（作業予定区域及びその周辺区域等）については、最新の立入禁止区域図等（巡視等は全区域となることから図化していない）により、その位置を確認するとともに、立入禁止区域内への立入り及び発砲を行わないで下さい。
また、立入禁止区域外にあっても現地に車両があったり、調査等で「作業等」の標識や横断幕があるなど、先に入林者が想定される場合や林道、登山道、歩道など不特定の者が利用する場所での、狩猟は控えて下さい。
- 2 「入林届」の写しを、車両ごとに車内の見やすいところに掲示して下さい。
- 3 銃器による野生鳥獣の捕獲等を実施する場合は、「注意喚起看板」を、車両ごとに車体の側面等の見やすい場所に掲示して下さい。
- 4 他の森林管理署等の管内に入林する場合は、当該森林管理署等においても同様の入林の手続をして下さい。
- 5 看板等がなく、図面に記載されていなくても、一般の方が入林している場合がありますので十分御注意願います。
- 6 林道を通行する場合には、徐行運転をするなど、交通事故防止に御協力下さい。また、火気、タバコに注意し、山火事は絶対起こさないで下さい。
- 7 入林された方が、落石、滑落、交通事故等により災害にあった場合でも、当森林管理署では責任を負いませんので十分御留意願います。
- 8 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を実施する場合は、安全を厳密に確保する観点から、射撃場所、射撃方法及びバックストップをあらかじめ想定できる方法（誘引して定点から射撃する方法等）により捕獲するようにしてください。また、照明器具やナイトスコープ等の使用により、昼間と同等の視認性を確保していることを確認して下さい。

仙台森林管理署長